

豊川市監査公表第5号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成31年3月26日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	鈴木 篤 男
同	富 田 潤

別紙

定期監査の結果に関する報告

1 監査の対象部署

子ども健康部保育課

2 監査の範囲

平成29年4月1日～平成31年1月29日

3 監査の実施期間

平成30年12月7日～平成31年1月29日

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

- ア 随意契約に関する事務について
- イ 財産の管理に関する事務について

(2) 一般項目

- ア 契約に関する事務について
- イ 補助金・交付金に関する事務について
- ウ 公金の取扱事務について
- エ 庶務その他事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討、改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 検討事項

民間保育所等に対する施設型給付費に係る相手方からの交付申請、実績報告及び支払事務等に関する市のチェック体制について、リスク管理の観点から作業マニュアルを定めるなど適正な内部事務を検討されたい。

イ 改善事項

備品管理において、備品表示票の不貼付、廃棄備品の備品台帳からの削除漏れ及び備品台帳の設置場所欄の未記載などの事例が見受けられたため、豊川市物品管理規則に基づく適正な事務に改善されたい。

(3) 意見等

豊川市民間保育所運営費等補助金において、補助対象団体の内部留保及び繰越金等の動向に留意しつつ、補助制度の趣旨に則った運用に努められたい。